



# 茨城県報

第 2208 号

平成22年8月23日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）（障害福祉課）…………… 1
- 保安林の指定施業要件の変更（林業課）…………… 2
- 道路の区域の変更（4件）（道路維持課）…………… 4
- 道路の供用の開始（4件）（道路維持課）…………… 6
- 河川予定地の指定（河川課）…………… 7
- 宅地建物取引業法の規定による業務の停止（建築指導課）…………… 7
- 市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所（建築指導課）…………… 8
- 土地改良事業の適当決定（7件）（農林事務所）…………… 8
- 土地改良区役員の就退任（2件）（農林事務所）…………… 11
- 土地改良事業の工事の完了（農林事務所）…………… 13

#### （選挙管理委員会）

- 政治団体の設立届出…………… 14
- 政治団体の届出事項の異動届出…………… 14
- 政治団体の解散届出…………… 15
- 資金管理団体の指定届出…………… 15
- 施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定…………… 16

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（2件）（生活文化課）…………… 16
- 宅地建物取引業者の事務所の所在地の申出（建築指導課）…………… 17
- 開発行為の工事完了（5件）（建築指導課）…………… 18

#### （病 院 局）

- 入札公告…………… 19

## 告 示

### 茨城県告示第975号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成22年8月23日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0810101220	いばらきケア水戸支店	茨城県水戸市平須町1-220-102	有限会社いばらきケア	東茨城郡茨城町長岡4434-1	平成22年8月1日	居宅介護 重度訪問介護

## 茨城県告示第976号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成22年8月23日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812600237	キッズハウスえくぼ	那珂市菅谷5367	有限会社えくぼ	那珂市菅谷6247	平成22年8月1日	児童デイサービス

## 茨城県告示第977号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成22年8月23日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和40年7月8日茨城県告示第812号、昭和40年11月29日農林省告示第1507号、昭和46年2月4日茨城県告示第116号、昭和49年7月8日茨城県告示第627号、昭和50年9月8日茨城県告示第952号、昭和52年8月4日茨城県告示第894号、昭和52年10月19日農林省告示第1048号、平成4年8月17日茨城県告示第1027号、平成5年3月11日茨城県告示第288号、平成10年6月29日茨城県告示第801号、平成13年3月5日茨城県告示第204号

## (2) 立木の伐採の方法

変更しない。

## (3) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

茨城県笠間市押辺字上原2265番1、2265番3、2265番4、2265番7、2265番8、2265番16、2265番18、2265番19、2265番21、2265番22、2708番、字柵山2727番4、2728番8、仁古田字釈迦堂730番1、730番2、730番5、日立市東大沼町二丁目868番、東金沢町四丁目92番、100番、水木町二丁目1524番

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

茨城県笠間市上郷字入ノ沢3443番3, 3443番5から3443番8まで, 3443番10, 字枯木3615番から3617番まで, 3617番1, 3617番2, 3619番, 3621番, 3622番1から3622番3まで, 3622番5, 3622番7, 3626番, 3628番から3633番まで, 3636番, 3637番, 3645番1, 3645番3, 3645番5, 字北山3646番2, 3646番9, 3646番10, 3646番14から3646番18まで, 3646番21から3646番23まで, 3646番31, 3646番40から3646番43まで, 3646番46から3646番50まで, 字駒場2305番1, 字三本松3307番1から3307番8まで, 3310番1, 3310番2, 3311番, 字須釜3555番2, 3556番1, 3556番2, 3564番1, 3564番2, 3567番1, 3583番1, 3583番3, 3585番1から3585番4まで, 3586番1から3586番6まで, 3587番1から3587番12まで, 3588番1, 3588番2, 字館岸1500番, 1503番, 1508番, 1509番, 1510番2, 1510番3, 字塔ヶ峯3243番1から3243番5まで, 字長沢3500番1, 3500番2, 字長沢前3414番1, 3414番2, 字難台3647番2, 3647番4, 3647番5, 字向3415番から3418番まで, 字茂沢3357番1, 3358番, 3363番1, 3363番2, 3371番1, 3371番2, 字藪ヶ入3240番から3242番まで, 3244番, 3246番, 日立市宮田町字赤沢3585番47, 3585番49, 3585番94, 字明カ脇3473番2, 字杉室3475番1, 諏訪町字北ノ沢1444番1, 1453番, 十王町黒坂字関場206番, 233番1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字枯木3626番, 3645番1, 3645番3, 3645番5, 字北山3646番10, 3646番18, 3646番40から3646番43まで, 3646番47から3646番50まで, 字須釜3587番1から3587番12まで, 字赤沢3585番47, 3585番49, 3585番94, 字北ノ沢1444番1, 1453番, 字関場206番, 233番1

(イ) その他の森林については、主伐に係わる伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

茨城県日立市十王町高原字川向354番1, 355番, 字坂口420番, 字七ノ屋敷添2261番2, 字和良田2283番3, 字大内2618番2, 2619番, 字藤柄町3306番2, 字沼久保3311番, 十王町山部字菖蒲沢1994番1, 1994番2, 2003番1, 2003番5, 2003番6

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

茨城県笠間市小原字和尚塚2695番55, 2695番59, 2695番60, 2695番176から2695番179まで

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第978号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年8月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年8月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 赤塚馬口労線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市赤塚1丁目371番1から 水戸市赤塚1丁目214番1まで	旧	メートル 最大 12.7 最小 5.8	メートル 290	
	新	最大 29.0 最小 17.0	290	現道拡幅

茨城県告示第979号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年8月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年8月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真端水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
水戸市堀町861番から 水戸市堀町883番1まで	旧	最大 5.9 最小 5.6	150	
	新	最大 12.8 最小 5.9	150	現道拡幅

茨城県告示第980号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年8月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年8月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 館野牛久線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要	
牛久市田宮町字上出口49番地先から 牛久市田宮町字上出口50番3地先まで	旧 (A)	最大 5.9 最小 5.8	72		
	新	(A)	最大 5.9 最小 5.8	72	迂回路設置
		(B)	最大 7.0 最小 5.8	85	

茨城県告示第981号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成22年8月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年8月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦坂東線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市上ノ室字松原768番地先から つくば市上ノ室字松原723番1地先まで	旧	メートル 最大 17.4 最小 12.0	メートル 97	
	新	最大 18.0 最小 14.5	97	歩 道 新 設

## 茨城県告示第982号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年8月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年8月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 美浦栄線
- 2 供用開始の区間 龍ヶ崎市大徳町字上羽根木1321番1地先から  
龍ヶ崎市大徳町字一区1938番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年8月23日

## 茨城県告示第983号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年8月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年8月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 館野牛久線
- 2 供用開始の区間 牛久市田宮町字上出口49番地先から  
牛久市田宮町字上出口50番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年8月23日

## 茨城県告示第984号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成22年8月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年8月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 118号
- 2 供用開始の区間 常陸大宮市下村田字富士山東774番1地先から  
常陸大宮市下村田字坪井上558番7地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年8月23日

## 茨城県告示第985号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成22年8月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成22年8月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 大子美和線
- 2 供用開始の区間 常陸大宮市高部字タバコ1482番4地先から  
常陸大宮市高部字タバコ1464番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年8月23日

## 茨城県告示第986号

河川法（昭和39年法律第167号）第56条第1項の規定により、次の土地を河川予定地として指定する。  
その関係図面は茨城県土木部河川課及び茨城県土木部土木事務所において縦覧に供する。

平成22年8月23日

茨城県知事 橋 本 昌

次の(一)の河川に係る(二)の大字の区域内の土地のうち、別紙図面に赤色で着色した部分の区域内の土地

## (一) 河川

一級河川 中通川 左岸 つくばみらい市市野深字市野深507番2から  
左岸 つくばみらい市市野深字市野深489番5まで

## (二) 大字

つくばみらい市市野深

## 茨城県告示第987号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第65条第2項の規定による処分をしたので、法第70条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年8月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 処分年月日 平成22年8月11日
- 2 処分の内容 15日間（平成22年8月25日から同年9月8日まで）の業務の全部停止
- 3 被処分者  
商号 つばさハウジング株式会社  
主たる事務所の所在地 茨城県水戸市元山町二丁目2番51号  
代表者 代表取締役 富田 稔  
免許番号 茨城県知事（2）第6262号  
免許年月日 平成21年9月16日
- 4 処分の理由 法第65条第2項第2号該当

**茨城県告示第988号**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第2項により大工町1丁目地区市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所を次のとおり告示する。

平成22年8月23日

茨城県知事 橋 本 昌

理事長の氏名及び住所

氏 名 埜 由 博

住 所 水戸市城南2丁目2番21号

**茨城県告示第989号**

辰ノ口堰土地改良区から平成22年7月27日付けで施行認可申請のあった、小島地区土地改良事業（農業生産基盤整備事業・山間急傾斜地帯型・かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により同年8月10日付けで適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県県北農林事務所に異議の申出をすることができる。

平成22年8月23日

茨城県県北農林事務所長 鬼 澤 昭 和

**1 縦覧に供する書類**

小島地区土地改良事業（農業生産基盤整備事業・山間急傾斜地帯型・かんがい排水）計画書の写し  
辰ノ口堰土地改良区定款の写し

**2 縦覧の期間**

平成22年8月24日から平成22年9月21日まで

**3 縦覧の場所**

茨城県県北農林事務所

**茨城県告示第990号**

辰ノ口堰土地改良区から平成22年7月27日付けで施行認可申請のあった、大里地区土地改良事業（農業生産基盤整備事業・山間急傾斜地帯型・かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により同年8月10日付けで適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県県北農林事務所に異議の申出をすることができる。

平成22年8月23日

茨城県県北農林事務所長 鬼 澤 昭 和

**1 縦覧に供する書類**

大里地区土地改良事業（農業生産基盤整備事業・山間急傾斜地帯型・かんがい排水）計画書の写し  
辰ノ口堰土地改良区定款の写し

2 縦覧の期間

平成22年 8 月24日から平成22年 9 月21日まで

3 縦覧の場所

茨城県県北農林事務所

茨城県告示第991号

辰ノ口堰土地改良区から平成22年 7 月27日付けで施行認可申請のあった、藤田地区土地改良事業（農業生産基盤整備事業・一般地帯型・かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により同年 8 月10日付けで適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県県北農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成22年 8 月23日

茨城県県北農林事務所長 鬼 澤 昭 和

1 縦覧に供する書類

藤田地区土地改良事業（農業生産基盤整備事業・一般地帯型・かんがい排水）計画書の写し  
辰ノ口堰土地改良区定款の写し

2 縦覧の期間

平成22年 8 月24日から平成22年 9 月21日まで

3 縦覧の場所

茨城県県北農林事務所

茨城県告示第992号

辰ノ口堰土地改良区から平成22年 7 月27日付けで施行認可申請のあった、上河合地区土地改良事業（農業生産基盤整備事業・一般地帯型・かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により同年 8 月10日付けで適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県県北農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成22年 8 月23日

茨城県県北農林事務所長 鬼 澤 昭 和

1 縦覧に供する書類

上河合地区土地改良事業（農業生産基盤整備事業・一般地帯型・かんがい排水）計画書の写し  
辰ノ口堰土地改良区定款の写し

2 縦覧の期間

平成22年 8 月24日から平成22年 9 月21日まで

3 縦覧の場所

茨城県県北農林事務所

**茨城県告示第993号**

辰ノ口堰土地改良区から平成22年7月27日付けで施行認可申請のあった、天神林地区土地改良事業（農業生産基盤整備事業・山間急傾斜地帯型・かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により同年8月10日付けで適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県県北農林事務所に異議の申出をすることができる。

平成22年8月23日

茨城県県北農林事務所長 鬼 澤 昭 和

**1 縦覧に供する書類**

天神林地区土地改良事業（農業生産基盤整備事業・山間急傾斜地帯型・かんがい排水）計画書の写し  
辰ノ口堰土地改良区定款の写し

**2 縦覧の期間**

平成22年8月24日から平成22年9月21日まで

**3 縦覧の場所**

茨城県県北農林事務所

**茨城県告示第994号**

辰ノ口堰土地改良区から平成22年7月27日付けで施行認可申請のあった、新地地区土地改良事業（農業生産基盤整備事業・山間急傾斜地帯型・かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により同年8月10日付けで適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県県北農林事務所に異議の申出をすることができる。

平成22年8月23日

茨城県県北農林事務所長 鬼 澤 昭 和

**1 縦覧に供する書類**

新地地区土地改良事業（農業生産基盤整備事業・山間急傾斜地帯型・かんがい排水）計画書の写し  
辰ノ口堰土地改良区定款の写し

**2 縦覧の期間**

平成22年8月24日から平成22年9月21日まで

**3 縦覧の場所**

茨城県県北農林事務所

**茨城県告示第995号**

西総土地改良区から平成22年7月16日付けで施行認可申請のあった、農業生産基盤整備事業（一般地帯型・かんがい排水）前谷津地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により同年8月3日付けで適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県西農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成22年8月23日

茨城県西農林事務所長 鶴 見 政 幸

1 縦覧に供する書類

農業生産基盤整備事業（一般地帯型・かんがい排水）前谷津地区計画書の写し  
西総土地改良区定款の写し

2 縦覧の期間

平成22年8月24日から平成22年9月21日まで

3 縦覧の場所

茨城県西農林事務所

茨城県告示第996号

潮来市牛堀703番地1に事務所を置く牛堀土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成22年8月23日

茨城県鹿行農林事務所長 平 林 英 男

1 退任

職 名	氏 名	住 所
理 事	森 内 捷 夫	潮来市堀之内1750番地1
〃	森 内 嘉 和	〃 〃 1406番地1
〃	森 内 和 夫	〃 〃 1737番地
〃	椎 木 利 和	〃 〃 1695番地
〃	鴫 田 義 夫	〃 上戸38番地
〃	羽 生 征 司	〃 鳥須2547番地
〃	柳 町 好 一	〃 〃 2370番地1
〃	前 島 照 男	〃 〃 547番地
〃	茂 木 義 榮	〃 〃 23番地
〃	生井沢 清 司	〃 〃 536番地
〃	山 口 一 夫	〃 茂木483番地
〃	萩 元 司	〃 上戸1314番地
〃	須 田 富 次	〃 牛堀48番地1
〃	薄 井 榮 治	〃 永山910番地
〃	吉 川 菊 夫	〃 〃 1225番地1
〃	薄 井 征 記	〃 〃 827番地
〃	吉 川 吉之助	〃 〃 1092番地1
〃	鴫 田 禮 吉	〃 鳥須26番地
〃	実 川 正 夫	〃 堀之内655番地
監 事	茂 木 孝 久	〃 鳥須356番地1

職 名	氏 名	住 所
監 事	大 崎 武 夫	潮来市清水452番地
〃	浅 野 慶 一	〃 牛堀98番地

## 2 就任

職 名	氏 名	住 所
理 事	森 内 嘉 和	潮来市堀之内1406番地 1
〃	萩 元 司	〃 上戸1314番地
〃	吉 川 菊 夫	〃 永山1225番地 1
〃	羽 生 征 司	〃 島須2547番地
〃	大 崎 武 夫	〃 清水452番地
〃	薄 井 榮 治	〃 永山910番地
〃	吉 川 吉之助	〃 〃 1092番地 1
〃	実 川 正 夫	〃 堀之内655番地
〃	椎 木 利 和	〃 〃 1695番地
〃	須 田 富 次	〃 牛堀48番地 1
〃	生井沢 清 司	〃 島須536番地
〃	薄 井 征 記	〃 永山827番地
〃	箕 輪 秋 男	〃 上戸297番地
〃	前 島 喜 芳	〃 島須20番地
〃	石 神 清	〃 堀之内1254番地 2
〃	藤 崎 利 一	〃 島須2484番地
〃	箕 輪 博 之	〃 茂木352番地
〃	前 島 義 栄	〃 島須643番地
〃	窪 谷 眞 一	〃 〃 635番地
〃	内 野 幸 夫	〃 上戸175番地10
監 事	浅 野 慶 一	〃 牛堀98番地
〃	浅 野 良 雄	〃 永山394番地
〃	茂 木 吉 男	〃 島須343番地

## 茨城県告示第997号

常総市新石下3639番地に事務所を置く八間堀川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成22年 8月23日

茨城県西農林事務所長 鶴 見 政 幸

## 1 退任

職 名	氏 名	住 所
理 事	山 本 幹 男	常総市相野谷町681番地
〃	高 橋 芳 男	下妻市新堀535番地 1

職 名	氏 名	住 所
理 事	大 月 詮 雄	下妻市唐崎832番地 2
〃	大 山 敬 行	〃 鯨1375番地 1
〃	吉 原 光 夫	常総市本石下5073番地
〃	篠 崎 孝 之	〃 本豊田157番地
〃	渡 邊 浩	〃 小保川1331番地
〃	古 矢 旭	〃 中妻町907番地 1
〃	結 束 一 穂	〃 中山町60番地
〃	塚 田 晴 男	〃 福二町甲172番地
〃	山 口 六三郎	〃 水海道川又町521番地
監 事	羽子田 富 造	下妻市羽子63番地 3
〃	飯 塚 信 吉	常総市豊田2213番地
〃	植 竹 保 夫	〃 小山戸町286番地
〃	小 林 仁 一	〃 中妻町346番地

## 2 就任

職 名	氏 名	住 所
理 事	山 本 幹 男	常総市相野谷町681番地
〃	高 橋 芳 男	下妻市新堀535番地 1
〃	大 月 詮 雄	〃 唐崎832番地 2
〃	大 山 敬 行	下妻市鯨1375番地 1
〃	吉 原 光 夫	常総市本石下5073番地
〃	飯 塚 信 吉	〃 豊田2213番地
〃	倉 田 益 有	〃 原宿 5 番地 2
〃	古 矢 旭	〃 中妻町907番地 1
〃	結 束 一 穂	〃 中山町60番地
〃	塚 田 晴 男	〃 福二町甲172番地
〃	喜見山 明	〃 水海道天満町2451番地 1
監 事	國府田 房 雄	下妻市加養3457番地
〃	沼 尻 隆 志	常総市東野原 3 番地
〃	羽 生 功	〃 川崎町乙678番地
〃	植 竹 保 夫	〃 小山戸町286番地

## 茨城県告示第998号

つくば市が行う基盤整備促進事業（農地高度利用促進事業・ほ場整備）上原地区については、平成20年12月15日工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成22年 8 月23日

茨城県南農林事務所長 中 川 清 彦

(選挙管理委員会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成22年8月23日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体設立の状況（平成22年7月1日から31日まで）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に該当する国会議員関係政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に該当する国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
水上ゆうこと進化するみらいの会	小林ゆう子	小林三千夫	つくば市松代3-7-10					H22. 7.12
仁平みのる後援会	鈴木 守	下条 豊	桜川市富士見台1-43					H22. 7.13
大谷明と茨城の未来をつくる会	大谷 明	大谷 浩子	ひたちなか市共栄町9番12号					H22. 7.20
岡沢亮一後援会	岡沢 成美	岡沢 幸子	稲敷市高田513					H22. 7.22
井田真一後援会	井田 真一	井田 優子	稲敷郡阿見町阿見4666-1777					H22. 7.23
さとう信成後援会	佐藤ミフ子	佐藤 真美	鹿嶋市港ヶ丘273-219					H22. 7.23

## 茨城県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成22年8月23日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体異動の状況 (平成22年7月1日から31日まで)

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に該当する国会議員関係政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に該当する国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
新	飯田正憲後援会	飯田 行夫		笠間市泉市野谷入会地1-1					H22. 7. 2
旧		友部 靖雄		西茨城郡岩間町市野谷1-1					
新	自由民主党茨城県宅地建物取引業協会支部	山西 庸義							H22. 7. 7
旧		山田 守							
新	茨城県高压ガス政治連盟	立原 孝夫	園部 実						H22. 7.15
旧		森川 味直	有賀 光克						
新	民主党茨城県参議院選挙区第1総支部			取手市白山7-6-12-508					H22. 7.23
旧				つくば市東新井14-2吉田ビル2F					
新	自由民主党茨城県石材業協同組合連合会支部		青木 保						H22. 7.28
旧			中島 武彦						

茨城県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年8月23日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体解散の状況 (平成22年7月1日から31日まで)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党茨城県参議院選挙区第三支部	長谷川 大 紋	小 泉 正	水戸市千波町1968-1	H22. 7.14
政治結社俠倭党	白 井 信 之	山 田 学	常総市崎房934-18-103	H22. 7.23

茨城県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成22年 8 月23日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

資金管理団体指定の状況 (平成22年 7 月 1 日から31日まで)

届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体 の 名 称	主たる事務所の所在地	届出年月日
井 田 真 一	茨城県議会議員 (候補 者となろうとするもの)	井田真一後援会	稲敷郡阿見町阿見4666-1777	H22. 7.23

## 茨城県選挙管理委員会告示第92号

公職選挙法施行令 (昭和25年政令第89号) 第55条第 2 項及び同条第 4 項第 2 号の規定による施設の長が不在者投票管理者となることのできる施設の指定を次のとおり行った。

平成22年 8 月23日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

## 1 不在者投票のできる施設の指定

区 分	名 称	所 在 地
老人ホーム	有限会社 常陽企画 ケア付有料老人ホーム ケアパレス・ナヴァーレ	土浦市港町 3-30-23
老人ホーム	社会福祉法人 寿広福祉会 特別養護老人ホーム L・ハーモニー石下	常総市原宿1155
老人ホーム	株式会社 東栄福祉会 高齢者介護施設 つくば長寿の郷	常総市大沢1994- 6
老人ホーム (短期)	株式会社 東栄福祉会 高齢者介護施設 つくば長寿の郷	常総市大沢1994- 6
老人ホーム (短期)	社会福祉法人 あさひ会 特別養護老人ホーム グリーンヒル千代田	かすみがうら市上佐谷2008
介護老人保健施設	医療法人社団 双愛会 介護老人保健施設 ひまわり	つくば市高崎1008

## 2 指定年月日 平成22年 8 月10日

---

公 告

---

## ●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成22年10月 5 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室 (水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎) において公衆の縦覧に供する。

平成22年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成22年 8 月 5 日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 サンライン

## 3 代表者の氏名

原 明 彦

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市河和田 1 丁目1535番地の43 リバーシャトー 401号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、不登校、児童虐待、家庭内暴力（DV）、親子断絶、離婚、うつ病、高齢者の自殺等の問題をあらゆる人間関係から見直し、親や教育関係者などの子どもの育成に係る人々、今後社会を背負っていく若年者、地域社会の活動に係る人々及び高齢者等全世代を対象として、教育、啓蒙活動及び相談業務等を行い、一人一人がより良く、生き生きと人生を前進できるようサポートし広く社会に貢献するための活動を行うことを目的とする。

**●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年10月5日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成22年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成22年 8 月 5 日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 夢AKARI

## 3 代表者の氏名

谷 島 貞 男

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県那珂市菅谷4404番地の7

## 5 定款に記載された目的

この法人は、那珂市及び周辺市町村の住民・事業者・農業従事者に対して、那珂市の花であるひまわりを有効活用し、地域の特産品としてブランド化を図る事業を行い、地域経済の自立に寄与することを目的とする。

**●宅地建物取引業者の事務所の所在地の申出**

下記業者については、事務所の所在地を確知できないので、この公告の日から30日以内に、茨城県知事に対し書面で事務所の所在地の申出を行ってください。

なお、期間内に申出がない場合は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により免許を取り消します。

平成22年 8 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 商 号 株式会社アウトリガー
- 2 代 表 者 名 代表取締役 関 勇
- 3 事務所所在地 つくば市東新井34番地の15
- 4 免 許 証 番 号 茨城県知事(5)第5069号
- 5 免 許 年 月 日 平成20年10月28日

- 1 商 号 有限会社ハウジング興産
- 2 代 表 者 名 取締役 山田 みゆき
- 3 事務所所在地 つくば市高野台三丁目20番地 9
- 4 免 許 証 番 号 茨城県知事(4)第5514号
- 5 免 許 年 月 日 平成21年 3 月 7 日

- 1 商 号 株式会社みらい地所
- 2 代 表 者 名 代表取締役 草薙 英治
- 3 事務所所在地 つくばみらい市陽光台一丁目115街区 6 番地
- 4 免 許 証 番 号 茨城県知事(3)第5649号
- 5 免 許 年 月 日 平成19年 5 月 12 日

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成22年 8 月 23 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
龍ヶ崎市貝原塚町字野嵐2969番 4
- 2 事業主の住所及び氏名  
龍ヶ崎市貝原塚町2980番地の 4  
渡 邊 和 幸

- ~~~~~
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
牛久市ひたち野東五丁目34番 3, 同番29, 同番30, 同番31, 同番32, 同番33, 同番34, 同番35, 同番36, 同番37, 同番38, 同番39, 同番40, 同番41, 同番42, 同番43, 同番44, 同番45, 同番46, 同番47, 同番48, 同番49, 同番50
  - 2 事業主の住所及び氏名  
守谷市久保ヶ丘二丁目16番地 1  
株式会社アゲル  
代表取締役 八十岡 豊
- ~~~~~

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市真壁町塙世字白ヶ内193番1, 同番9, 194番1

2 事業主の住所及び氏名

筑西市田宿4番地3 フジハイツA205

山 口 千 尋

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市真壁町桜井字馬場414番7

2 事業主の住所及び氏名

桜川市真壁町白井578番地2

大 山 邦 夫

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下妻市半谷字中荒久(拡張)773番1, 同番8, 同番13, 同番14, 同番15, 790番1, 同番2, 791番9, (既存)773番10, 同番17, 791番2, 同番5, 同番12

2 事業主の住所及び氏名

下妻市石の宮16番地

ハナワ物流株式会社

代表取締役 塙 正 明

(病 院 局)

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

平成22年8月23日

茨城県立中央病院長 永 井 秀 雄

1 調達内容

(1) 購入物件名及び数量

- ① X線一般撮影装置 一式
- ② 64検出器タイプマルチスライスCT 一式
- ③ 人工呼吸器 8式
- ④ 超音波診断装置 一式

(2) 購入物件の特質等

購入物件の性能等に関し、別途「入札説明書(仕様書)」で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成23年1月14日(金)

(4) 納入場所

茨城県笠間市鯉淵6528番地

茨城県立中央病院内

(5) 入札方法

- ア 入札は上記 1(1)①～④の物件ごとに実施する。
- イ 入札金額は、購入物件の総額を記載すること。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 提出した入札書の引換え又は変更は認めない。
- オ 入札執行回数は2回を限度とする。
- カ 購入代金総額には、購入物件のほか、納入に要する一切の費用並びに設置から正常な稼働までに必要な一切の工事、調整に要する費用を含むものであること。

#### (6) 落札者の決定方法

茨城県病院局会計規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第21号）第114条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること。申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計第二課 調度担当

電話 029-301-4875

- (4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (5) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書の交付場所及び問合せ先

〒310-1793 茨城県笠間市鯉淵6528番地

茨城県立中央病院 会計課

電話 0296-77-1121 内線：2023

- (2) 入札説明書の交付期間

平成22年8月24日から平成22年9月3日（土・日を除く。）までの午前9時から午後5時まで

- (3) 入札書の受領期限

平成22年10月4日（月）午後1時30分

（郵送による入札の場合は、平成22年10月1日（金）午後5時）

- (4) 開札の日時及び場所

平成22年10月4日(月)午後1時30分

(上記1(1)①～④の物件ごとに、順次実施する。)

茨城県立中央病院 がんセンター大会議室

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望するものは、上記1(1)の①～④の物件ごとに、一般競争入札参加資格確認申請書に2(4)及び(5)を証明する書類を添付して3(1)に示す場所に平成22年9月3日(金)までに提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

ア 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

(イ) 指定の日時までに入札書が提出されないとき

(ウ) 記名又は押印を欠くとき

(エ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

(オ) 首標金額を訂正した入札を行ったとき

(カ) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき

(キ) 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき

(ク) 代理人が委任状を持参しないとき

(ケ) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき

イ 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

ウ 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日のまでの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

エ 入札時点において2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

茨城県病院局会計規程(茨城県病院事業管理規程第21号)第115条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。

#### 5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

① X-rays imager 1 set

② 64 CT multi-slice detector type 1 set

③ Respirator 8 set

④ Ultrasonograph 1 set

(2) Time limit for tender:

5:00 PM, 1 October 2010 in case of by mail: 1:30 PM, 4 October 2010 in case of by hand

(3) Contact point for the notice:

Accounting Division, Ibaraki Prefectural Chuo-Hospital.

6528, Koibuchi, Kasama-shi, Ibaraki-ken, 309-1793, Japan.

TEL 0296-77-1121 ex2023

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)